

住宅販売に関わる業者の皆様へ

富士市 生活排水対策課

浄化槽維持管理に関する説明事項のチェックリスト

①浄化槽の確認

項目	チェックポイント
<input type="checkbox"/> 浄化槽である。	<input type="checkbox"/> 敷地内に直径約 50cm のマンホールが 2～3 個ある。 <input type="checkbox"/> 敷地内に浄化槽に空気を送るための送風機がある。 電源を得るために、住宅等のコンセントが近くにある。 ※中古物件の単独処理浄化槽は、必ず上記が該当するとは限りません。
浄化槽の種類	チェックポイント
<input type="checkbox"/> 合併処理	<input type="checkbox"/> [トイレのし尿]、[台所、浴室、洗面所等から出る生活排水]を併せて処理する浄化槽 <input type="checkbox"/> 新築の建物に設置される浄化槽
<input type="checkbox"/> 単独処理	<input type="checkbox"/> [トイレのし尿]のみを処理する浄化槽 単独処理浄化槽は、法改正により H13.4 以降、新規に設置することができません。

②譲渡者（浄化槽管理者）の維持管理義務

項目	説明内容
<input type="checkbox"/> 法定検査の契約※ （浄化槽法第7条、第11条検査）	1. 浄化槽法第7条検査 浄化槽の使用開始後4～8か月以内に、設置工事等が適正か否かを確認します。 ----- 2. 浄化槽法第11条検査 7条検査を受検した翌年以降年1回、浄化槽の維持管理状況などが正常か否かを確認します。 ----- ・実施する静岡県生活科学検査センターに申し込みしてください。 ウェブサイトから申し込みができます。 ※後述する設置者説明会で、参加した方に法定検査の案内をします。
<input type="checkbox"/> 保守点検の契約	・年3回以上、浄化槽の定期メンテナンスが必要です。 浄化槽の使用前に、登録業者と契約して実施してください。 右記の富士市ウェブサイトの保守点検業者一覧を参照。
<input type="checkbox"/> 清掃の契約	・年1回以上、浄化槽の汚泥引き抜きが必要です。 実施時期などは保守点検の業者が判断するため、保守点検業者に契約を確認してください。右記の富士市ウェブサイトの清掃業者一覧を参照。



ウェブ申し込み



富士市
ウェブ
サイト

③浄化槽管理者が行う届出

届出書類	こんなときは	いつまでに	様式のダウンロード	提出方法
<input type="checkbox"/> 浄化槽使用開始報告書※	<input type="checkbox"/> 新築の場合	浄化槽の使用開始の日から30日以内	 富士市ウェブサイト	持参、ファクスまたは郵送
<input type="checkbox"/> 浄化槽管理者変更報告書	<input type="checkbox"/> 新築（建売物件）の場合 ----- <input type="checkbox"/> 中古物件の浄化槽を引継ぐ場合	売買の契約日から30日以内		

※設置者説明会で、使用開始報告書を提出いただく時間を設けます。

届出・お問合せ		
部署名	所在地	電話/ファクス番号
富士市上下水道部 生活排水対策課	〒416-8686 富士市本市場 441-1	電話:0545-67-2850 ファクス:0545-67-2897

④設置者説明会への参加

項目	いつ	日程	時間	場所	詳しくは
<input type="checkbox"/> 設置者説明会	浄化槽を使用開始後すぐ	奇数月に1回	午後2時～3時	消防防災庁舎7階 大会議室 (市役所西側の建物)	 富士市ウェブサイト

事前予約は必要ありません。

※設置者説明会に参加できない場合、個別説明会に参加してください。